

一般社団法人申請に伴う定款変更案
(2011 年 8 月 27 日臨時総会審議用の定款修正案)
2011 年 8 月 6 日理事会承認

一般社団法人 日本流体力学会定款

年 月 日 発効

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本流体力学会（英語名 The Japan Society of Fluid Mechanics）と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、流体力学の知識の創造と普及を図り、学術の発展をもって社会に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、本邦および海外において前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 機関誌等刊行物の発行
- (2) 研究会、学術講演会等の開催
- (3) 学会賞の授与
- (4) 研究調査及び資料の収集
- (5) 内外の関連学術団体との連携及び協力
- (6) その他この法人の目的達成のために必要な事業

(組織)

第5条 この法人は、理事会の決議を経て、支部を設けることができる。

第3章 会員

(法人の構成)

第6条 この法人は、会員を次の4種として構成する。

- (1) 正会員
- (2) 学生会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員

(正会員)

第7条 正会員は、この法人の目的に賛同した個人で、かつ大学学部卒業程度以上の学識を有する個人とする。

- 2 流体力学の分野において責任ある立場で活躍してきた正会員で、理事会が必要と認めた者についてフェローの称号を贈ることができる。
- 3 フェローの制度については、別に定める。

(学生会員)

第8条 学生会員は、この法人の目的に賛同した個人で、高等専門学校、大学、大学院の学生とする。

(名誉会員)

第9条 名誉会員は、この法人の目的達成に多大の貢献をなした者であって、総会において推薦された者とする。

(賛助会員)

第10条 賛助会員は、この法人の目的に賛同する団体または個人とする。

(会員資格の取得)

第11条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第12条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める入会金および会費を支払う義務を負う。

- 2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(資格の喪失)

第13条 会員は、次の事由によって会員資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡または失踪宣言
- (3) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき
- (4) 第15条で述べる除名をされたとき

2 代議員である正会員が会員資格を喪失したときは、代議員資格も喪失したものとする。

(退 会)

第14条 会員が退会しようとするときは、本会に届け出ることにより退会することができる。

(除 名)

第15条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。ただし、その会員に対し決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) この法人の会員として義務に違反したとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の権利)

第16条 会員の権利はその一身に止まる。

第4章 社員

(社員の構成)

第17条 この法人には、次の社員をおく。

- (1) 代議員 50名以上100名以下

(社員)

第18条 この法人では一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員は代議員のみとする。

(代議員の選任)

第19条 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

- 2 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

3 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は代議員を選出することはできない。

4 第2項の代議員選挙は、1年に1度、10月に実施することとし、定足数の1/2を改選する。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えの提起の請求をしている場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。

5 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期とする。

6 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の名前

(3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任あった場合にあつては、当該2人の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

7 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初実施される第5項の代議員選挙終了の時までとする。

8 正会員は、法人法に規定された次に掲げる代議員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 定款の閲覧等

(2) 代議員名簿の閲覧等

(3) 総会の議事録の閲覧等

(4) 代議員の代理権証明書等の閲覧等

(5) 議決権行使書面の閲覧等

(6) 計算書類等の閲覧等

(7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等

(8) 合併契約等の閲覧等

9 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(代議員の任期)

第20条 代議員の任期は2年(選任を受けた年の4月1日より翌々年2年後の3月31日まで)とする。ただし、再任を妨げない。

(代議員の解任)

第21条 代議員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。ただし、その代議員に対し決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

(代議員の報酬)

- 第22条 代議員は無報酬とする。
- 2 代議員には費用を支弁することができる。
 - 3 前2項に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第5章 総会

(構成)

- 第23条 総会は、すべての代議員をもって構成する。
- 2 会員は議決権をもたないオブザーバーとして総会に出席することができる。

(社員総会)

- 第24条 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第25条 総会は、次の事項を決議する。
- (1) 理事および監事の選任または解任
 - (2) 前事業年度の事業報告の承認
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (4) 代議員の解任
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第26条 総会は、法令の別段の定めがある場合を除き、毎年1回事業年度終了後2月以内に理事会の決議に基づき会長が開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第27条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会の招集は、少なくとも2週間前までにその会議に付議すべき事項、日時及び場所等その他法令に定める事項を記載した書面をもって通知する。
 - 3 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招

集を請求する事ができる。

(議長)

第28条 総会の議長は、会長とする。

(議決権)

第29条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第30条 総会の決議は、代議員の過半数が出席し、出席者の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は代議員の過半数以上の者が出席し、出席した代議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の解任
- (3) 役員 of 解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない代議員は、書面若しくは電磁的方法をもって他の代議員に議決権の行使を委任することができる。この場合あらかじめ通知した事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決したものは出席者とみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事1名が前項議事録に記名押印する。

(通知)

第32条 総会の議事 of 要領及び決議した事項は、全会員に通知する。

第6章 役員

(役員 of 構成)

第33条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内 (うち、会長1名、副会長2名以内)
- (2) 監事 2名

(代表理事、業務執行理事)

第34条 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長を法律上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第35条 役員は、総会の決議において正会員の中から選任する。

- 2 会長および副会長は、理事会の決議により理事の中から選任する。
- 3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある理事の者の合計数は、理事の現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 理事、監事の欠員は、総会の決議により補充することができる。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 役員は代議員を兼ねることができない。

(理事の職務)

第36条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、会務を処理する。

- 2 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、3ヶ月に一回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第37条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、法令に定めるところにより、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときはこれを理事会又は社員総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(役員任期)

第38条 この法人の役員任期は2年(選任を受けた年の4月1日より翌々年の3月31日まで)とし、毎年その半数を改選する。ただし、会長及び副会長の任期は1年(選任を受けた年の4月1日より翌年の3月31日まで)とする。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が終了しても次期役員が就任するまでその職務を行う。

(役員解任)

第39条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員報酬)

- 第40条 役員は無報酬とする。
- 2 役員には費用を支弁することができる。
 - 3 前2項に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第7章 理事会

(構成)

- 第41条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第42条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 総会に付議すべき事項の決定
 - (3) 規程類の制定、同改廃の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長の選定および解職

(招集)

- 第43条 理事会は、毎年4回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、または理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

- 第44条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第45条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(細則)

- 第46条 この定款の施行に必要な細則は、理事会で定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(資産の種別)

第48条 この法人の資産を分けて、基本財産とその他の財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第49条 前条の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分する時は、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(寄付金)

第50条 寄付金を受けることの可否は理事会が決める。寄付金の一部若しくは全部は、理事会の議決によって基本財産に編入することができる。

(事業費用)

第51条 この法人の事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁する。

(剰余金の非配分)

第52条 この法人の資産及び剰余金は、会員に分配することができない。

(事業計画及び収支予算)

第53条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が編成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第54条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を、定款、代議員名簿と共に主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - ①財産目録
 - ②資産台帳及び負債台帳
 - ③収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - ④理事会及び総会の議事に関する書類
 - ⑤官公署往復書類
 - ⑥事業計画書及び収支予算書
 - ⑦その他の必要な書類及び帳簿

第9章 定款変更及び解散

(定款変更)

第55条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第56条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 その他

(職員)

第59条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 事務局の運営及び職員に関し必要な事項は、理事会で定める。
- 3 重要な職員は理事会の承認を経て会長が任免する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は加藤信介とする。
- 3 この法人の設立日現在の理事及び監事は次に掲げる者とする。
理事：加藤信介 杉本信正 麻生茂 池川正人 樫山和男 半場藤弘 日比一喜 松尾亜紀子
森西洋平 柳瀬眞一郎 青木一生 亀田正治 佐宗章弘 高木周 望月修 矢野猛 渡邊好夫
監事：金田行雄 海老豊
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行なったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 従来日本流体力学会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。
- 6 この定款の施行後最初の代議員は、第19条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。